

内閣官房長官

松野 博一 様

大熊町の復興・再生に向けた要望

令和4年7月16日

大 熊 町 長 吉 田 淳

大熊町議会議長 吉岡 健太郎

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から11年4ヶ月が経過しております。大熊町においても、復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、先月30日には、町の中心地であった区域を含む「特定復興再生拠点区域」の避難指示の解除が行われました。このように復興に向けた明かりが見え始めつつありますが、抱える課題は大きく、復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要です。また、大熊町は、いまだ帰還困難区域を抱えており、県内外に多くの住民が長期間にわたる避難生活を余儀なくされています。さらに、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る政府の基本方針等が決定され、また一つ重い課題が課せられることとなりました。

このような中、現在、政府が進めている「福島国際研究教育機構」の設立は、福島イノベーション・コースト構想の中核として、国際レベルの教育研究と産業集積を行い、原発事故やALPS処理水問題、中間貯蔵施設の受け入れに伴う風評被害を吹き飛ばし、世界に誇れる復興・創生を行う拠点になるものとして、大きな期待を持っております。

また、特定復興再生拠点区域外に係る政府方針「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が昨年8月に示されたことは、避難指示解除に向けて、一歩前進したものと受け止めておりますが、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」としていることから町内全域の避難指示解除を求めてまいります。

第2期復興・創生期間においても、原子力災害に自然災害や新型コロナウイルス感染拡大が加わったこの難局を乗り越え、かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと大熊町」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、大熊町民であることに誇りを持てるよう、引き続き大熊町の復興が成し遂げられるまで国の責務として対応していただけるよう次のように要望いたします。

1 避難地域の復興の実現

大熊町の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注の継続が必要である。

大熊町は、他の被災地に比べ極端に復興が遅れている。また、原子力発電所の立地町であるとともに、事故を起こした全ての原子炉や中間貯蔵施設を抱えている等特殊な事情があり、復興の妨げになっている。

このような多様な課題に対し、適宜適切な対応が求められるところであるため、以下の事項の継続・強化を含め、次のように要望する。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国においては、第2期復興・創生期間においても、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用等について、中長期にわたる財源の確保等を行うこと。

(3) 特定復興再生拠点区域における整備の促進

かつて町の中心であった下野上地区、JR大野駅周辺を含む特定復興再生拠点区域の避難指示解除が先月末に実施されたが、これですやくスタートラインに立ったところ。

これを踏まえ、国は、農地の再生や復興の拠点施設の整備に対する支援等、十分な財政措置を含め、支援の充実により一層の機能強化の促進を図ること。

(4) 「福島国際研究教育機構」の誘致

これまで、国際教育研究拠点については、双葉郡全体で誘致活動を行ってきた。こうした中、国（復興庁）より福島県を通じて、福島国際研究教育機構の立地選定に関して照会があり、町では、県にして候補地を提示して、これに応じたところ。

「福島国際研究教育機構」については、先月、町議員全員から町長に

対し、当町への誘致の実現に向け全力で取り組むよう要望があるなど地元として熱意が高まっている。町への誘致は、復興に向けて新たなまちづくりに取り組んでいく大熊町の振興・発展に大きく貢献することは明らかである。

さらに、大熊町には、福島第一原発の事故を起こした「原子炉4基」や、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、集中的に貯蔵する「中間貯蔵施設」が立地し、最後まで復興に取り組んでいかなければならない自治体であることから、最も厳しい状況にある地域に、福島国際研究教育機構が誘致されることは、原子力災害被災地の「復興のシンボル」として、当町や周辺地域の復興や再生に強力な後押しになるものと考えられる。

加えて、震災以降休止中となっている県立大野病院について、先般、県が後継病院の当町への整備に向け検討を進めていく旨を示したところである。双葉地方の中核的病院として期待される後継病院の付近に福島国際研究教育機構が整備されれば、医療需要の増加により後継病院の医療機能や規模の拡充につながり、当町はもとよりいまだ厳しい状況にある双葉地方全体の医療提供体制の向上を後押しするといった相乗効果をもたらすことから、町は本件誘致の実現に向け、強く要望する。

2 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化

昨年8月末、原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定され、それを受け、大熊町でも町民の帰還意向の確認に向けた住民説明会等も実施しているところ。

一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、大熊町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の加速について、以下のとおり要望する。

(1) 政府方針に基づく着実な除染の実施

①個別かつ丁寧な住民の意向確認・把握

特定復興再生拠点区域外の町民の帰還の意向を個別かつ丁寧に把握すること。意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない町民にも配慮して複数回行うこと。帰還意向が確認された箇所については、帰

還者の安全・安心が十分に確保でき、生活に必要な範囲を速やかに除染し、避難指示解除を行うこと。

②住民が安心して生活できる環境を確保するための広範囲の除染

特定復興再生拠点区域内の除染を行った区域においても、帰還の目安となる基準を超える場所が存在している。

特定復興再生拠点区域外は概して空間線量の高い地域であり、現在検討されている帰還意向のある住民の生活に必要な区域だけの除染では、除染がされていない場所の影響を受けるため十分な空間線量の低減は見込めない。よって、効果的な空間線量の低減のため生活に必要な範囲に限定することなく、より広範囲の面での除染を行い、帰還した住民が安心して生活することが出来る環境を確保すること。

(2) 残された課題への対応

①残された土地・家屋等についての方針の明示

まずは政府方針に基づき、早期に帰還意向を示された住民の家屋等生活に必要な範囲の除染、避難指示の解除を先行して行うことに加え、残された土地・家屋等の扱いについても、並行して地元と丁寧に協議すること。

特に、拠点区域外の建物については、荒廃が進んでおり、火災が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置することはできず、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、一時立入りする町民の被ばく線量の累積、災害発生時の放射性物質の流出等が懸念されるほか、管理不全家屋での火災や延焼、治安の悪化、イノシシ等の野生動物の問題等、多くのリスクは既に顕在化している。さらに、廃屋となった家屋等の解体や除染が具体化しないことで、拠点区域外の帰還困難区域の土地利用を検討できず復興の妨げとなっている。

かかる住民の声や厳しい現状を踏まえ、長期避難を強いられ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について速やかに方針を示すこと。

②住民の帰還気運醸成のための拠点区域外の除染・解体の実施

帰還困難区域の復興・再生を成し遂げるためには、帰還意向に基づく除染だけでなく、帰還気運の醸成に向けた整備が必要である。

町が住民の利便性を向上させ、帰還気運の醸成に向けた整備を行うため、例えば、拠点区域外で、商業施設等の社会インフラ整備など、町事業等により利用意向がある土地についても、国が除染や避難指示解除を実施すること。

③全員帰還できるような制度設計及び予算措置

町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。

3 一時立入り等に伴う安全対策の一層の強化

一時立入りに伴う住民の安全性を確保するため、家屋解体や除草・伐採等の有害鳥獣対策及び荒廃抑制対策をしっかりと行うこと。

また、帰還困難区域内では、窃盗、盗難が多発していることから、より一層の防犯対策を講じ、窃盗などから住民の大切な財産を守るための防犯パトロールを強化すること。特に、全国から福島県警、地元警察署への応援警察官(ウルトラ警察隊)の派遣は大変ありがたく、引き続き、派遣の継続を要望する。

4 放射線量の低減に向けた実効的な取組

(1) 放射線量の測定及び線量低減対策の実施

先月末、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を行ったところだが、現在も空間線量が毎時3.0マイクロシーベルトを超える高い場所が存在することから、引き続き、定期的に放射線モニタリング測定を実施し、速やかに住民に周知することはもとより、フォローアップ除染など、継続的に被ばく線量低減に向け必要なあらゆる対策を講じること。

また、国では線量の高い山林を除染した際、剥ぎ取り後に客土吹付をし、雨により流出することはないとのことだったが、施工後半年足らずで複数箇所が流出しており、今後の大雨で土砂崩れなどが懸念される。

そこで、国は公共事業に導入している民間の新技术を活用するなど、住民に不安を抱かせることのない対策を政府全体で講じること。

(2) 高線量地帯の除染対策

特定復興再生拠点区域外では、毎時12マイクロシーベルトを超える線量の高い場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。環境省が定める除染関係ガイドラインは、帰還困難区域外の比較的空間線量の低い場所を前提としており、町は、国に対して、帰還困難区域に対応した内容での見直しを要望してきたが、改善されていない。

そこで、国は同ガイドラインの見直しを含めて、地元自治体と十分に協議し、更に踏み込んだ形での拠点区域外の高線量地帯における試験的除染を先行して実施するなど、特定復興再生拠点区域外の高線量地帯を含んだ除染を遅滞なく開始すること。

5 除去土壌等の県外最終処分

福島県内に保管されている除去土壌等については、帰還困難区域を除き令和3年度までに中間貯蔵施設へおおむね搬入完了したと聞いており、今後、環境省は、2024年度に減容・再利用の技術開発を一通り完了し、2025年度から最終処分方式の具体化、最終処分地の調査検討に入るとしている。それまでの間については対話フォーラムや除去土壌を用いた鉢植えの設置により国民の理解を深めることとしているが、こうした活動だけで受け入れ先が見つかるとは考えられない。候補地を探し、絞り込みを行う上では燃焼や再利用でどの程度の処分場容量が必要か調査する必要はあるが、候補地の決定、処分場建設、除去土壌の運搬の一連の流れを2045年度末までに終わらせるためには、早い段階での候補地選定が必要と考えられるため、早急に県外最終処分の絵姿を全国に示し、最終処分場の選定の議論に取り組むこと。

6 高速道路無料化措置の延長

高速道路無料措置について、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援や帰還に向けた避難先との行き来が必要であることから、高速道路無料措置を2023年4月以降も延長を行うこと。

7 避難者に係る国民健康保険、介護保険等の支援制度の継続

大熊町民は、慣れない地域での避難生活や震災前とは異なる家族形

態などの影響により、介護サービスを利用せざるを得ない高齢者が増えており、介護保険料が県内、全国と比較しても高い状況になっている。

また、避難生活が長期化し、避難者の身体に様々な影響を及ぼしていること、震災前から激変した帰還後の生活環境などから医療機関等の利用が増加傾向にある。

さらに、避難解除等区域の医療・介護体制も最低限の整備にとどまっており、いまだ多くの町民は治療のために遠隔地との往来をせざるを得ない状況である。

国民健康保険加入者の多くは、高齢者、低所得者、非正規労働者であり、長期化する避難生活のため生活再建も危ぶまれる中、これ以上の経済的負担を強いることは難しい。

これらの状況から、医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担及び国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料等の全額免除に対する国の特別の財政支援を継続すること。

8 相続土地国庫帰属制度の取り扱い

令和5年4月から施行となる相続土地国庫帰属制度について、対象外となる却下要件及び不承認要件が設定されているが、土地の処分を考えている所有者等にとって有効な選択肢となるので、放射能で汚染された土地でも除染の有無にかかわらず、本制度の対象とすること。

(本件事務取扱) 大熊町役場企画調整課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717